

妙高市市営バス広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市市営バス（以下「市営バス」という。）における広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 市営バスに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令若しくは条例に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 市営バスの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての意見広告、個人的宣伝、人事募集その他これに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適当なもの
- (6) 市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (7) その他市営バスに掲載する広告として支障があると市長が認めたもの

(掲載期間)

第3条 1件の申込みに係る広告の掲載期間は、1月を単位として最長12月とする。ただし、年度の途中からの掲載を申し込む場合は、当該年度の末日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業に係る期間を含むものとする。

(広告掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、市営バス車両の外面で、市長が支障がないと認めた位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の1枠あたりの大きさは、1,500平方センチメートル以内とし、形状は自由とする。ただし、必要により枠の合併を認めることができるものとする。

(広告の材質)

第6条 広告の材質は、掲載期間中に掲載位置から剥離しないもの、及び広告の撤去の際に車両の塗装が剥離しないものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1 枠につき月額1,500円とする。

2 掲載料は、市長の指定する日までに、決定を受けた掲載期間分を一括納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第8条 市営バスに広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する日の30日前までに、市営バス広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告見本を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査及び掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第2条、第5条及び第6条に規定する要件について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載の可否を決定したときは、市営バス広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、広告主に通知するものとする。

(広告作成等の負担及び責任)

第10条 広告の作成、掲載及び撤去は、すべて広告主の負担及び責任において行うものとする。

2 広告の掲載及び撤去により車体塗装の剥離等の損傷が生じた場合は、広告主の責任において、原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 前項の損害額は、その都度市長が定める。

(掲載の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止することができる。

(1) 掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 広告内容が第2条に規定する要件に適合しなくなったと認めるとき。

2 市長は、広告主から広告の掲載を中止する旨の申出があったときは、当該広告の掲載を中止するものとする。

3 前2項の広告の掲載中止により広告主に生じた損失について、市長はその責を負わない。

(掲載料の還付)

第12条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった期間に相当する掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により掲載料の還付を受けようとする広告主は、市営バス広告掲載料還付請求書（別記様式第3号）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、広告主の責に帰すべき理由又は前条の規定により、広告の掲載を中止した場合において、中止期間中の掲載料は、還付しない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。